

平成23年5月13日

破産債権者の皆様へ

破産者 株式会社エフオーアイ

破産管財人 弁護士 松田耕治

### 中間配当に関するお知らせとお願い

#### 1 『中間配当のご通知』を発送いたしました

- ① 『中間配当のご通知』を本日（平成23年5月13日）郵送いたしました。
- ② 裁判所の封筒ではなく、当職が所属するシティニューワ法律事務所の封筒になります。
- ③ 中間配当金額は、管財人が認めた確定債権額（損害額等）の8%です。最後配当の予想配当率は1%前後のため、中間配当と最後配当を合わせた配当金合計額は確定債権額（損害額等）の9%前後となる見通しです。
- ④ 配当対象外の届出債権者に対しても「配当金額0円」として発送しております。

#### 2 『振込送金依頼書』を速やかにご返送ください

- ① 『中間配当のご通知』に『振込送金依頼書』および『返信用封筒（切手不要。料金受取人負担）』を同封しております。
- ② 『振込送金依頼書』に中間配当金の振込先口座情報など所定の事項をご記入の上、同封の返信用封筒にて切手を貼らずにご返送ください。締め切りは平成23年5月31日（火）必着とさせていただきます。締め切りを過ぎますと中間配当金のお受け取りまで長期間お待ちいただくことがあります。
- ③ 送金先口座は債権者ご本人名義の口座に限らせていただきます。債権届出書に記載されている代理人名義の口座も指定可能です。配当金受領のために選任された代理人など債権届出書に記載がない代理人名義の口座は指定できません。
- ④ 中間配当金の受領に際して、費用や報酬などの名目で当職から皆様へ金銭を請求することはありません。
- ⑤ 『振込送金依頼書』に「配当金額 金0円」と記載されている方への中間配当金支払いはありませんので、『振込送金依頼書』の返送は不要です。

### 3 東日本大震災の影響等により郵便物が届かない方にご連絡ください

東日本大震災による被災者の皆様には心よりお見舞い申し上げます。

債権届出時のご住所宛てに郵送しても届かないことが明らかな方は末尾記載のお問い合わせ先までご連絡ください。ご指定の場所へ再発送いたします。

### 4 本件に関する問い合わせについて

- ① 配当日などの詳細につきましては『中間配当のご通知』をご覧ください。
- ② 9,000件を超える振込手続を進める都合上、お問い合わせ内容は『振込送金依頼書』の書き方や必要書類など振込手続を行うために必要な事項に限らせていただきます。
- ③ 配当率決定の経緯や最後配当の見通しなどにつきましては、平成23年6月15日(水)開催予定の第2回債権者集会において説明いたします。第1回債権者集会と同様、集会での説明事項に関する報告書と当日配布資料をウェブサイトに掲載する予定です。なお、債権者集会に欠席しても受け取ることができる中間配当金額に差が生じることはありません。

引き続き破産管財業務の円滑な進行への皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

#### <本件に関するお問い合わせ先>

シティユーワ法律事務所 FOI配当係

電話:03-6212-5715 (月～金 10:00～17:00 土日祝休み)

お問い合わせの際には最初に「FOIの配当の件」とお申し出ください。また、お分かりの方は「債権者番号(『振込送金依頼書』の右上および『中間配当のご通知』の宛名下にカッコ書きされている数字。#で始まる番号ではありません。)」をお伝えください。

FAX:03-6212-5700 シティユーワ法律事務所 FOI配当係

郵便:〒100-0005 東京都千代田区丸の内二丁目2番2号丸の内三井ビル  
シティユーワ法律事務所 FOI配当係

以上